「保育を必要とする事由」とは？（令和3年度版）

～保育園の利用には、両親共にいずれかの事由に該当する必要があります～

☆就労
→月当たり48時間以上の就労です。

☆妊娠または出産
→妊娠中（母子健康手帳の交付を受けた日から）及び出産後（出産日より8週間後の月末）まで。

☆保護者の疾病または障がい / 同居または長期入院している親族の介護・看護
→医師の所見が必要となります。期間については個別対応となります。

☆災害復旧
→個別対応となります。

☆求職活動
→上限90日間の認定となります。
※期間経過後も就職先が決まらなかった場合については、個別対応いたします。

☆就学
→在学中であることの証明が必要となります。

☆虐待または DV のおそれがあること
→個別対応いたします。

☆育児休業取得時に既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
→個別対応いたします。

★また、「保育を必要とする事由」に該当しない場合においても、満3歳以上の児童については、幼稚園的利用としてやまぶき保育園の入園が可能です。
※詳しくは健康福祉課までお問合せください。